

?



装備品等の安定的な製造等の確保のための
事業計画の認定を受けることで、
必要な経費が国から支払われる制度のご紹介

～ 防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置を、
より多くのサプライヤーの方にご理解いただくために ～

令和8年8月版

防衛装備庁

装備政策課 防衛生産基盤強化法室

防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのもの

■ 防衛生産・技術基盤の維持・強化がますます重要になっています。

※ サプライチェーンの規模の例

▶ F-2戦闘機

→ 約 **1,100** 社
(H29 日本航空宇宙工業会調べ)



▶ 10式戦車

→ 約 **1,300** 社
(H28 防衛装備庁調べ)



▶ 護衛艦 (DD)

→ 約 **8,300** 社
(H25 日本造船工業会調べ)



レピュテーション
リスク

サイバー
セキュリティ
リスク

潜在的な
サプライチェーン
リスクの存在

調達契約による
措置の限界

契約関係
(製造、修理、研究開発等)
代価 ↓ 製品 ↑

限られた需要
(基本的には自衛隊)

低い収益性
利益水準

技術の
陳腐化の
速さ

特殊かつ高度な
技能・設備が
必要

相次ぐ事業撤退
(供給途絶の懸念)

(1) 懸念部品リスク

悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品等により、装備品等の機能・性能に支障を来し、又は情報が窃取される等のリスク



(2) 懸念工程リスク

製造設備の脆弱性や、懸念ある者への業務委託により、生産の停止や情報の窃取等が生じるリスク



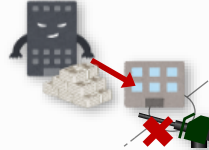
(3) 外国規制リスク

外国の国内法令の輸出規制等により、当該国で生産される素材や部品の供給が途絶するリスク



(4) 外国資金リスク

投資を介した外国からの影響力の行使による、部品/役務の供給等が途絶するリスク



(5) 事業撤退リスク

サプライヤーの撤退や倒産により、当該サプライヤーの生産する部品の供給が途絶するリスク



防衛生産基盤強化法が令和5年10月1日に施行されました。



(3-③ 参考) サイバーセキュリティ強化
基盤強化の措置 (イメージ)

1 防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の**基盤の維持・強化**について、その**重要性が一層増している**ことを明確化。
- ▶ 基盤の強化に関する基本方針を防衛大臣が定め、公表。

2 サプライチェーン調査

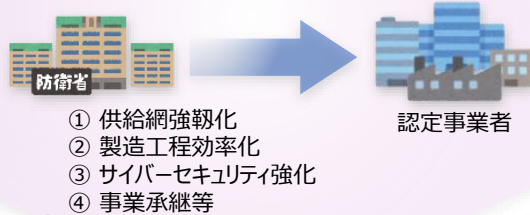
- ▶ 国が調査を実施し、**サプライチェーンリスクを直接把握**。
 - ▶ 調査に対する**事業者の回答**については、**努力義務**。
- 調査結果を基盤強化の措置に活用。



(4 参考) 装備移転
移転対象となり得る防空レーダー

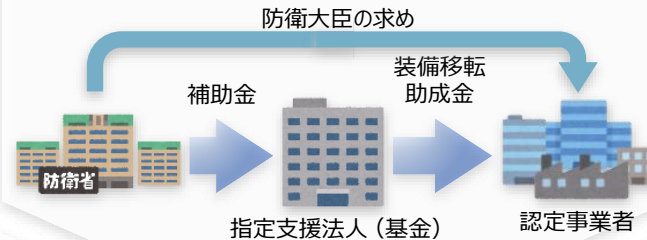
3 基盤強化の措置

- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、(サプライヤ企業に対しても)**直接的に経費を支払**。
- サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



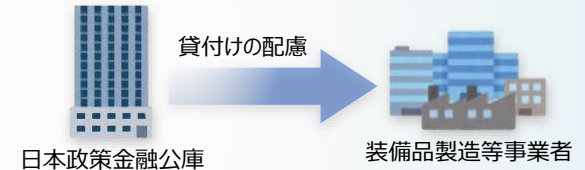
4 装備移転円滑化措置

- ▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の**仕様・性能等**を国の求めにより**変更する場合に、必要な費用を助成**。



5 資金の貸付け

- ▶ 株式会社日本政策金融公庫により、装備品の製造等に必要な資金の**貸付けを配慮**。



6 製造施設等の国による保有

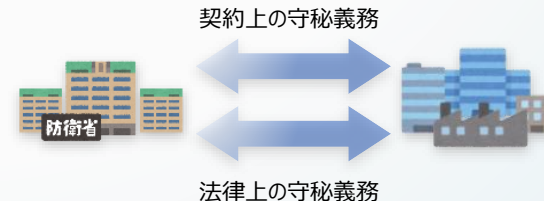
- ▶ 他の措置を講じてもお他に手段がないとき、**国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託**。
- 装備品等の製造等や適確な調達を確保。



(3-② 参考) 製造工程の効率化
上: 従来の手作業による製造工程
下: 金属3Dプリンタ導入による自動化 (イメージ)

7 装備品等契約の秘密保全

- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、契約上の守秘義務から**法律上の守秘義務**へ。



(6 参考) 米国における製造施設等の国有事例
上: 空軍 United States Air Force Plant4
下: 陸軍 Joint Systems Manufacturing Center

基盤強化の措置として、事業者が装備品等の安定的な製造等の確保のための事業計画の認定を防衛大臣から受けることで、必要な経費が国から支払われる制度が開始されました。

それは、どのような制度なのでしょう？

- 令和5年10月1日に新たに施行された防衛生産基盤強化法に基づき
 - 装備品等の安定的な製造等の確保のための取組(4類型)に対し
 - その事業計画(装備品安定製造等確保計画)を防衛大臣が認定した場合
- 必要な経費を事業者さまに国が直接お支払いする[†]制度です。

[†] 防衛装備庁と事業者さまの間で別途契約を締結する必要があります。

- 認定を受けることができる企業は、防衛大臣が指定する「指定装備品等」の製造等を行うプライム企業又はそのサプライヤーである必要があります。
- 指定装備品等はこのパンフレットに後掲の募集要項で確認することができます。なお、このパンフレットでは、ご説明をよりわかりやすくするため、単に「装備品等」と記述しています。



ホカニ・オラン & ニホンニ・キミシカ

絶滅危惧種のオランウータンとニホンカモシカ。
サプライチェーンリスクが顕在化している我が国の防衛生産・技術基盤
を担うかけがえのない事業者を認定・支援する事業を担当している。

お問い合わせの際は、 「君シカオランの件で」とお伝えください。

「防衛生産基盤強化法」とか
「装備品安定製造等確保計画」とかって、
なんだか難しそう。

すらすら言えるか、
オランは自信がないな・・・

そんなときは、
合言葉
「君シカオラン」
で大丈夫！

ホカニ・オラン

ニホンニ・
キミシカ

どのような取組が対象となるのでしょうか？

- 装備品等の安定的な製造等の確保のための取組として、
以下の4類型の取組が対象になります。
- サプライヤーであっても、事業計画の認定を受けることができます。

(防衛省と直接の契約関係にある、いわゆる「プライム企業」でなくても認定が受けられます。)

こんな取組を実施する計画はありませんか？

供給網強靱化

具体例

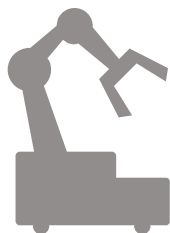
- ▶ 原材料等の国産化
- ▶ 原材料等の備蓄
- ▶ 代替素材、部品等の研究開発等々



製造工程効率化

具体例

- ▶ 最新設備等の導入
- ▶ 人工知能(AI)による検査工程自動化等々
- ▶ 積層造形機(3Dプリンタ)等の導入等々



サイバーセキュリティ強化†

† 原価計算方式を採用する企業として、防衛省が経費率(いわゆるレート)を算定・設定している企業は対象外です。

† 防衛省が求めるサイバーセキュリティ基準に適合するものに限りします。

具体例

- ▶ 脆弱性調査
- ▶ 情報システム上の強化(多要素認証)
- ▶ 社内人材育成
- ▶ 物理的対策の強化(監視カメラ等)等々



事業承継等

具体例

- ▶ 製造施設等の整備
- ▶ 製造等に必要なライセンスの取得
- ▶ 人材育成(技術・ノウハウの習得)等々

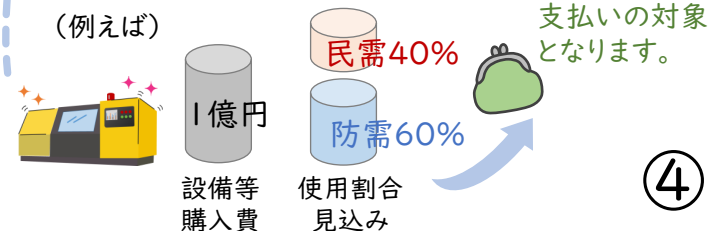


民間向けと併用する場合にも設備等の取得はできますか？

民間向け(民需)と併用する設備等の取得であっても事業計画の認定を受けることができます。

その場合、例えば、防衛向け(防需)60%:民需40%の使用割合見込みとなる場合、国からは60%分が支払われることとなります。

(例えば)

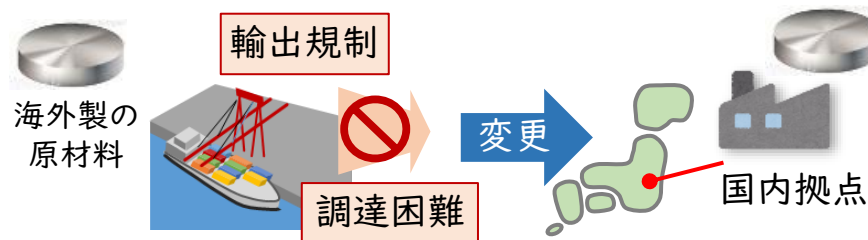


例えば、取組には次のようなものがあります。

※いずれも取組の一例であり、実際に認定されるか否かは、個別の事業計画の審査によります。

① 供給網強靱化

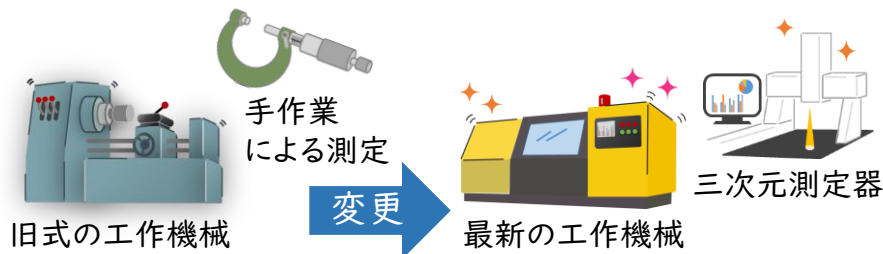
- 海外から調達している原材料を国産化するなどし、海外からの調達リスクに対応



国から支払を受ける経費の例：
製造拠点の整備関連経費
(製造中止となる見込みの部品Aから、安定した調達が見込める部品Bへの変更のための調査研究・研究開発を含みます。)

② 製造工程効率化

- 企業による製造等を効率化するため、最新の工作機械等の導入を支援



国から支払を受ける経費の例：
製造設備等の整備関連経費
(据付工事費等を含みます。
また、3Dプリンター、AI等の導入に向けた調査研究・研究開発を含みます。)

③ サイバーセキュリティ強化[†]

- 防衛省が定める基準「防衛産業サイバーセキュリティ基準」に適合するための取組

[†] 原価計算方式を採用する企業として、防衛省が経費率(いわゆるレート)を算定・設定している企業は対象外です。

[†] 防衛省が求めるサイバーセキュリティ基準に適合するものに限りです。

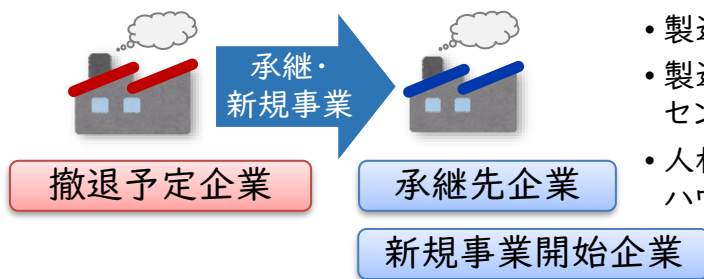


脆弱性調査から
だけでもスタート
できます!

国から支払を受ける経費の例：
左記取組の実施に必要な経費
(脆弱性調査や人材育成のための費用を含みます。)

④ 事業承継等

- 撤退予定企業に代わって、防衛事業を承継する企業や、新規に事業を開始する企業が負担する経費への対応



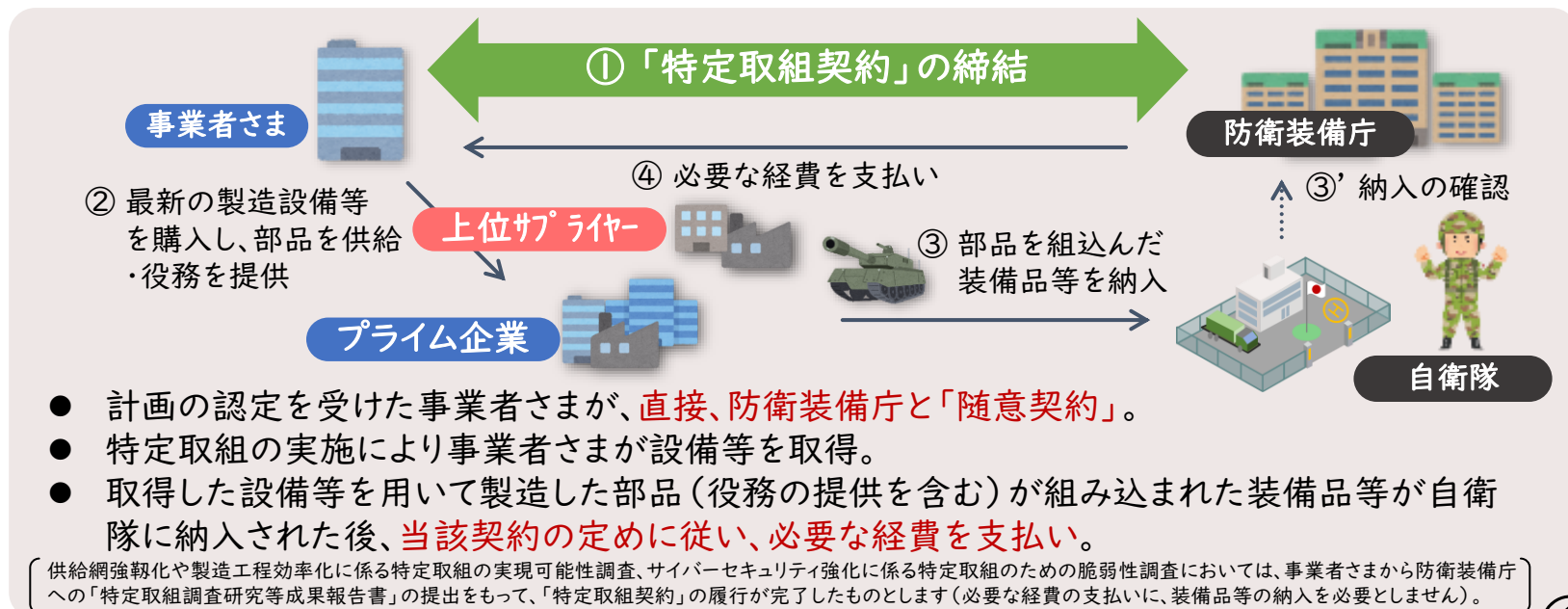
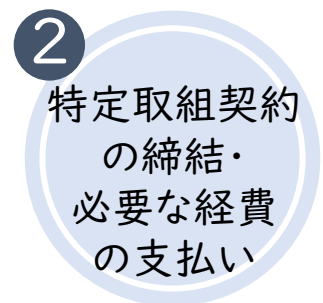
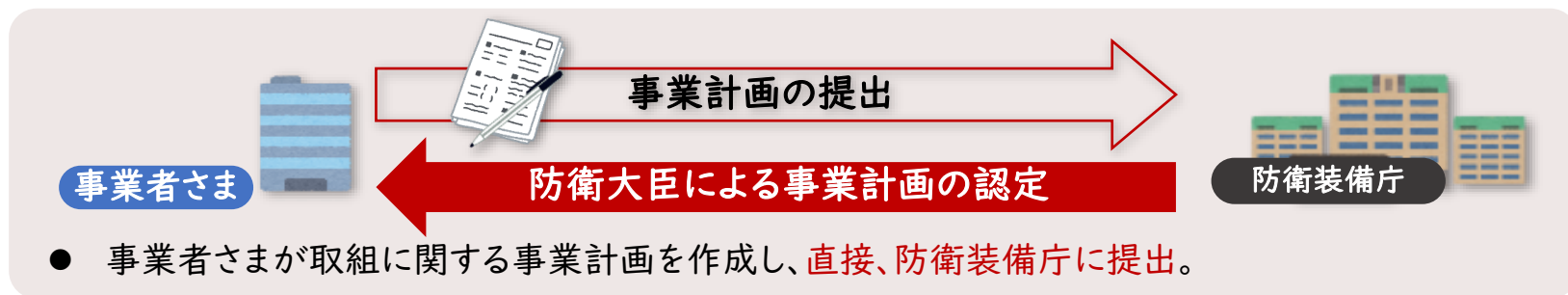
- 製造施設等の整備
- 製造等に必要なライセンスの取得
- 人材育成(技術・ノウハウの習得)等

国から支払を受ける経費の例：
左記取組の実施に必要な経費
(承継又は新たに取得した製造設備等の据付工事費等を含みます。)

どのような手続が必要になるのでしょうか？

- まずは、事業計画を防衛装備庁に提出し、防衛大臣の認定を受ける必要があります。
- 事業計画の認定後、防衛装備庁と事業者さまの間で「特定取組契約」を締結します。

！ 防衛生産基盤強化法による基盤強化措置は、「補助金」ではありません。事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、事業者さまが自ら事業計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。



特定取組契約の締結には、プライム企業が自衛隊向けに装備品等を納入する契約を締結している（締結する見込みがある）ことが条件となります。

事業計画はどうやって作成すればよいのでしょうか？

- 防衛装備庁のホームページから募集要項をダウンロードすることができます。
- 事業計画の申請書のくわしい書き方は、募集要項でご案内しています。
- まずは、防衛装備庁のホームページへのアクセスをお待ちしています！



君シカオラン で検索！



ふむふむ



いつでもどこでも
閲覧可能です。

さくさく



申請書の様式を
ダウンロードできます。



これまでに申請いただきました実績を踏まえ、募集要項や様式記載例を順次更新しています。
一度ご覧になられた方も、是非、再度ホームページをご確認ください。

事業計画の申請書はどこに提出すればよいのでしょうか？

- 申請書は、防衛装備庁の「事前相談窓口」で受付けています。
- 全ての書類が揃い、誤った記載などの不備がないことを確認したものについて、毎月20日締めで提出の受付を行いますので、

申請書の提出の前に必ず事前のご相談
をお願いします。

！ 事前のご相談がありません場合、書類の不備等による手戻りが発生し、かえって認定までに時間がかかってしまうことになります。
必ず事前のご相談をお願いします。

申請書の作成・提出の流れ

事業者さまに行っていただくこと

事業者さまが防衛装備庁の相談窓口にお越しいただき行っていただくこと
(遠方のため事前相談窓口にお越しいただけない場合にはご相談ください)



- 1 事業計画を構想
- 2 防衛装備庁へ事前相談
- 3 装備庁と調整の上申請書を作成
- 4 申請書を修正・資料の追加
- 5 防衛装備庁へ申請書を提出



申請書のご提出後も
審査の過程で
申請書の修正や
追加資料のご提出をお願いする場合があります。

⑧

事前相談窓口

防衛装備庁 装備政策部 装備政策課
特定取組総合受付(君シカオラン総合受付)

特定取組の類型ごとに
担当者を割り振っており
ますので、お電話の際に
は、まずはじめに、どの類
型(右記①～③)で申請
をご検討であるかを受付
にお伝えください。

① 供給網強靱化

② サイバーセキュリティ強化

③ 事業承継等

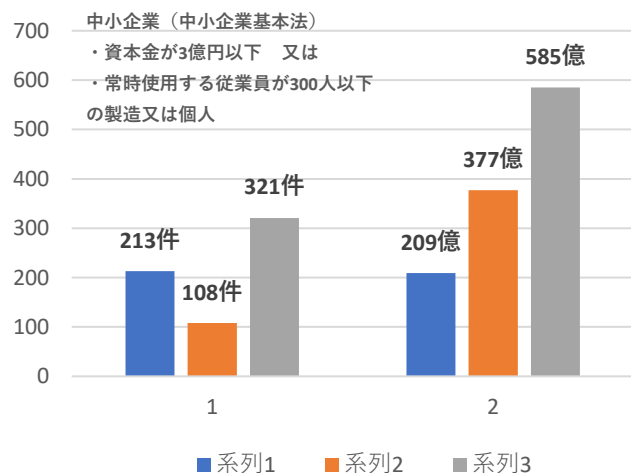
電子メール: kibankyoukahou@atla.dss.mod.go.jp

電子メールでご相談の場合には

- 件名: 申請をご検討の類型(例「供給網強靱化」)
- 本文: ご相談内容、貴社名、ご担当者名、ご連絡先を必ずご記入ください。

これまでにどのような計画が認定されたのでしょうか？(1/3)

- 令和5年10月に防衛生産基盤強化法が施行されてから、令和8年3月末までに計321件、約585億円分の装備品安定製造等確保計画が認定されています。



大企業における事例①

最新鋭ファイバーレーザ鋼板切断機導入による鋼板切断工程の省人化・効率化

現況 自動切断後に熟練工による仕上げや、プレスによる曲げ矯正と熟練工の作業を伴う複数の工程が必要。



① プラズマレーザ切断



② 切断後の仕上げ加工



③ 切断後の曲げ矯正

装備品安定製造等確保計画



ファイバーレーザ切断

- 鋼板切断工程の完全自動化をすることで、熟練工が必須の作業を省略されます。
- 切断部品の効率的な配置することで、人手による付随作業を削減し、リードタイムが短縮されます。

大企業における事例②

溶接工程へのAI技術を活用した自動制御技術の導入による省人化・効率化



現況
複数の熟練溶接工が
カメラで確認



(イメージ)

装備品安定製造等確保計画

AI技術を活用した溶接自動技術

- 画像認識・深層学習を活用した溶接自動制御技術を導入することで、高品質の溶接作業の自動化が図られます。
- 作業に必要となる熟練溶接工を大幅に省人化することで、将来工員が減少した場合にも備える体制が図られます。

大企業における事例③

試験工程を効率化するための最新の防需向け専用の電波暗室内の設備の整備



(イメージ)

- 試験効率の良い最新設備の導入と、設備を防需向け専用とすることで創出される試験可能時間により、今後の装備品等の増産にも対応が可能となります。

！ ポイント

- ✓ 昨今の製造現場では、工員の人手不足が顕在化しており、また、近い将来に熟練工の大幅な減少が見込まれていると言われています。
- ✓ これらのリスクに備えるものとして、
 - 大企業さまにおかれては、AI・DX等の先進技術の導入によって生産性の向上を目指す計画
 - 中小企業さまにおかれましては、最新の設備を導入し、複数の工程を集約化することで省人化を目指す計画 などの実施が重要ではないかと考えられます。
- ✓ 昨今では、中小企業さまからの計画申請が増えています。

※ 写真は、これまでに装備品安定製造等確保計画の申請をされた事業者さまから提供いただいたものです。

これまでにどのような計画が認定されたのでしょうか？(2/3)

中小企業における事例①



戦闘車両用エンジン燃料噴射ポンプ(高出力エンジンに使用するため民生エンジンより高精度の加工が求められる)



老朽化した加工機械

戦闘車両用エンジン燃料噴射ポンプの製造工程への最新マシニングセンタ、コンピュータ制御複合研削盤の導入による工程の集約化・省人化

現況

(写真はイメージ)

①旋盤加工



②マシニング加工



③円筒研削



④内面研削



⑥手仕上げ



⑤端面研削

- ✓ 工作機械の老朽化
- ✓ 熟練工の長年の勤に頼った作業
- ✓ 工程ごとに工作機械が異なるため、段取り時間が膨大

装備品安定製造等確保計画

- これまで熟練工の長年の勤に頼っていた複数の切削・研削工程が、最新の2台の工作機械に集約されます。



5軸制御立型マシニングセンタ



CNC立型複合研削盤

(写真はイメージ)

件数	都道府県
10件以上	東京(39)、神奈川(31)、愛知(17)、岐阜(15)、兵庫(14)、長野(13)
6件~9件	埼玉(9)、群馬(7)、静岡(7)、大阪(6)、長崎(6)
2件~5件	茨城(5)、石川(5)、京都(5)、栃木(4)、広島(4)、千葉(4)、岡山(3)、三重(3)、新潟(3)、山梨(2)、青森(2)、福岡(2)、福島(2)

令和7年3月末までに認定された「中小企業ほか208件」の工場等所在地別の件数(2件以上の都府県のみ記載)

→ 全国各地のサプライヤーさまが計画の認定を受けられています。

中小企業における事例②



同社が製造する航空機用部品を検査する様子(現行のもの。航空機用部品として高い加工精度が求められる)

航空機部品製造工程の検査業務への3D画像測定機導入による効率化

装備品安定製造等確保計画

- 航空機部品の検査工程に、最新の3D測定機を導入されます。
- 測定結果を直接にデジタル管理できるほか、Windows上で操作することで専門職人による測定プログラミング工程を省くことができます。

(イメージ)



3D測定機



計画の認定を受けられた事業者さまには、「君シカオランステッカー」をお贈りしています。(取得した設備等に貼付ください!)



※ 写真は、これまでに装備品安定製造等確保計画の申請をされた事業者さまから提供いただいたものです。

これまでにどのような計画が認定されたのでしょうか？(3/3)

供給網強靱化

- ・輸入部材や生産が停止される部品の代替品の選定のための調査研究
- ・輸入部品の自製のための調査研究
- ・原材料となる希少金属の備蓄

サイバーセキュリティ強化

- ・自社のサイバーセキュリティ上の弱点を明らかにする脆弱性調査
- ・脆弱性調査の結果に基づく、入退室管理装置・監視カメラ・静脈認証装置の導入
- ・防衛セキュリティゲートウェイ端末の導入

事業承継等

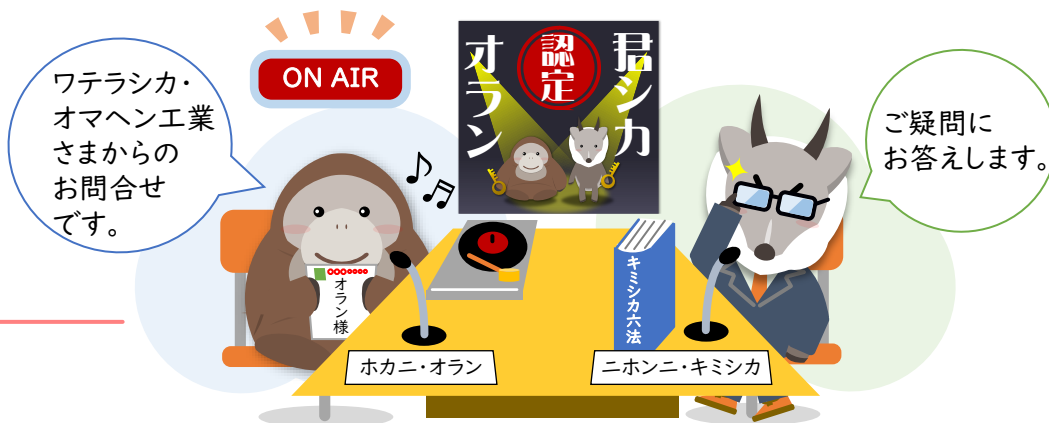
- ・航空機部品の製造から撤退する企業からの当該製造事業の承継（設備を導入）
- ・車両の製造工程から撤退する企業からの当該製造事業の承継（製造施設、クレーン等の導入）

[付録] オランとキミシカのお便利コーナー(よくあるご質問)①

このコーナーでは、
君シカオランセミナーを通じて
皆さまから寄せられましたご質問を
「よくあるご質問」として取りまとめ、
ご紹介いたします。



1. 制度全般について



Q1-1 装備品安定製造等確保計画の認定を受けることで国から支払われる経費は、「補助金」ですか？

A1-1 「補助金」ではありません。

事業者さまが装備品安定製造等確保計画の認定を受けられました後に、事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、事業者さまが自ら計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。

Q1-2 補助率は何パーセントですか？

A1-2 本制度でお支払いする経費は補助金ではありませんため、「補助率」という概念也没有ありません。

事業者さまが認定を受けられた装備品安定製造等確保計画において必要な経費として認められた金額を、事業者さまと防衛装備庁の間で締結する「特定取組契約」に基づいてお支払いすることになります。

なお、装備品安定製造等確保計画に基づく特定取組によって取得する設備等を防衛向け(防需)と民間向け(民需)で共用する場合には、必要な経費として認められた金額のうち、防需割合分だけをお支払いします。

(例えば)



防衛向け専用で設備を取得する場合

民間向けと共用する設備を取得する場合



ホカニ・オラン & ニホンニ・キミシカ

絶滅危惧種のオランウータンとニホンカモシカ。
サプライチェーンリスクが顕在化している

我が国の防衛生産・技術基盤を担うかけがえのない
事業者を認定・支援する事業を担当している。

※ このコーナーでは、皆さまから寄せられたご質問にわかりやすくお答えするため、代表的な例についてご説明しています。事業者さまから申請された計画が認定されるか否かについては、個別案件での審査によります。

[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）②

Q1-3 取得した設備等を防衛向け（防需）と民間向け（民需）で共用する場合、設備等をどれだけ民需で使用したかを報告する義務がありますか？

A1-3 特定取組契約によって取得された設備等を、防衛向け（防需）と民間向け（民需）で共用される場合、特定取組契約の履行が完了した年度の末日の翌日から原則5年の間について、設備等を防衛向け、民間向けのそれぞれで使用した実績をご報告いただくことになります。

また、ご報告いただいた実績によっては、お支払いした経費の一部を返納いただくことになります。



2. 装備品安定製造等確保計画の認定について

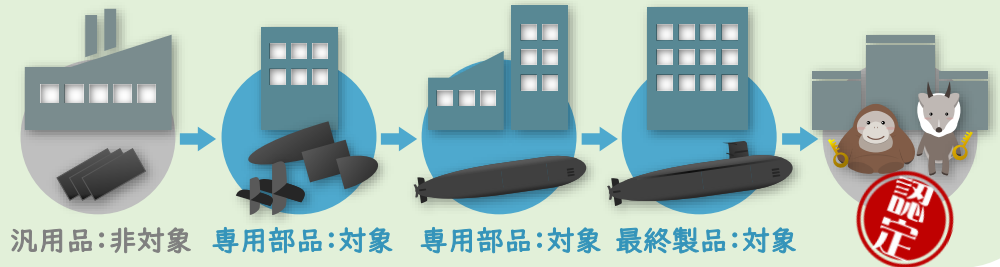
Q2-1-1 うちは汎用品しか作ってないんだけど、装備品安定製造等確保計画の認定は受けられるかな？

A2-1 汎用品で装備品安定製造等確保計画の認定を受けることはできません。

また、自衛隊が使用しているものであっても、汎用品の場合には、認定を受けることができません。

装備品安定製造等確保計画の認定を受けられるのは、「指定装備品等」に指定されている装備品等として、自衛隊が専ら使用するもの（部品、構成品を含みますが、これらの部品、構成品についても自衛隊専用である必要があります。）に限られます。

Q2-1-2 うちが作った汎用品を自衛隊でも使ってくれてるんだけど、装備品安定製造等確保計画の認定は受けられるかな？



Q2-2 装備品安定製造等確保計画を提出すれば、必ず認定は受けられるのかな？

A2-2 申請いただいた全ての計画が認定されるわけではありません。計画を審査する過程で、追加資料のご提出や申請書の修正をお願いすることがありますので、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

1件でも多く認定したいと思いますので、ご理解のほどお願いします。



[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）③

Q2-3-1 うちは補助金の申請をこれまでにもしゃってきてるけど、装備品安定製造等確保計画の申請は、いろいろ説明を求められて大変だなー

Q2-3-2 担当者から追加資料の提出を求められたけど、これまでの補助金の申請でそんな求められたことはないけどなー

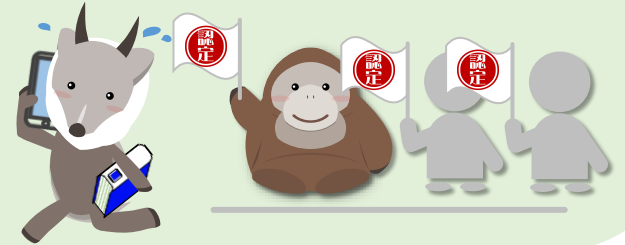
A2-3 防衛生産基盤強化法による基盤強化措置は「補助金」ではなく、事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、事業者さまが自ら事業計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。

「補助金」と「契約」にはいろいろな違いがありますが、「補助金」が国の政策目標（目指すべき姿）に適合した事業者さまの取組を支援する目的で、一律に「補助率〇%」といった形で経費の一部が支払われるものが多いのに対して、「契約」として経費をお支払いする場合には、国は契約の当事者として、お支払いする金額に見合った反対給付（モノやサービスの提供）を事業者さまから受ける必要があるところに大きな違いがあります。

また、多くの「補助金」で行われているような、一定期間、応募者を募り、寄せられた応募者の計画を審査基準に照らして採点し、点数の上位者の計画を採択するといった制度でもありません。

このため、事業者さまから申請いただきました装備品安定製造等確保計画の審査においては、計画の内容が、装備品等の安定的な製造等を確保できるものとして、防衛省・自衛隊にとってメリットのあるものであるかを丁寧に確認を行っています。

審査の過程で追加資料のご提出や申請書の修正をお願いすることがございますが、これは、申請いただきました計画を1件でも多く認定させていただきたいという思いからのものですので、ご協力とご理解のほど、ぜひよろしくお願いいたします。



Q2-4-1 装備品安定製造等確保計画には、取得しようとする設備等の相見積を添付しないといけないうと聞いたんですけど...

Q2-4-2 うちはずーっと●▲社の工作機械を使ってるよ。今から他社の工作機械に乗り換えるとなると、一から操作方法を勉強しなくちゃいけないから、他社製品の相見積を取るなんてムリ!?

A2-4 公共調達においては、一般競争入札により、なるべく有利な（安価な）条件での調達を行うことを基本としています。特定取組契約では、装備品安定製造等確保計画の認定を受けられた事業者さまと随意契約を行います。公共調達における、なるべく有利な（安価な）条件で調達するとの考え方に変わりはなく、装備品安定製造等確保計画の申請においては、取得設備等の相見積の提出をお願いしています。

相見積は、①同じ製品について違う販売会社から購入するもの
②同等の製品について違う会社製品を購入するもの
のいずれでも結構です。

なお、どうしても相見積が取れない場合には、「理由書」を書面でご提出いただきますとともに、添付する見積として、値引額又は商議経緯の記載のある見積のご提出をお願いします。



どっちがお得かな...?

[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）④



3. 国からの経費の支払について

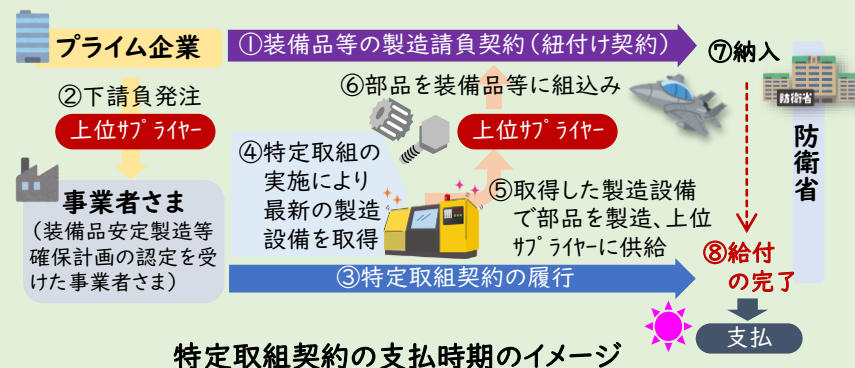
Q3-1-1 装備品安定製造等確保計画の認定を受けたけど、国からの経費の支払はいつ行われるんですか？

Q3-1-2 補助金だと設備が納入された時点で支払を受けるんですけど、特定取組契約はそれよりも遅い時期になるって聞きましたが…？

A3-1 防衛生産基盤強化法による基盤強化措置は「補助金」ではなく、事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、事業者さまが自ら事業計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。

このため、国は契約の当事者として、金額に見合った反対給付（モノやサービスの提供）を事業者さまから受けた時点をもって、経費をお支払いする必要があります。

例えば、製造工程効率化に関する特定取組の場合、事業者さまが取得した設備によって製造した部品がプライム企業において装備品等に組み込まれ、プライム企業がその装備品等を防衛省に納入したことが確認できた時点でお支払いを行います。

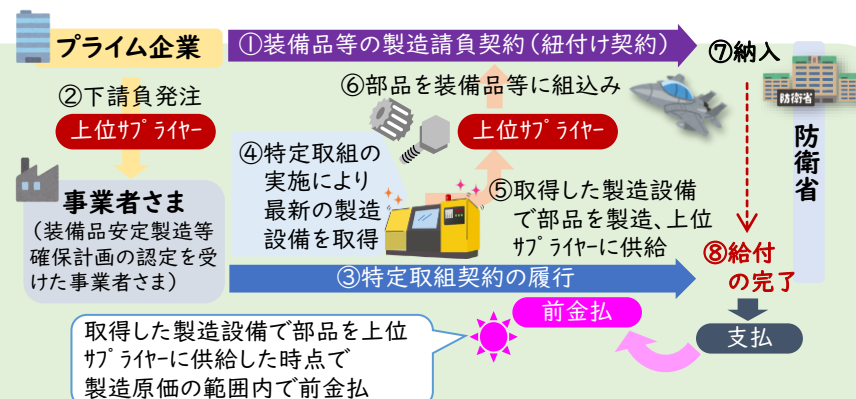


Q3-2-1 特定取組の完了から、紐付け契約の納期までにしばらく期間があるんですけど、もう少し早く支払いを受けられないですか？

Q3-2-2 前金払を受けることはできますか？

A3-2 特定取組の完了（例えば、「製造工程効率化」に係る特定取組の場合、特定取組によって新たに取得した設備等において部品を製造し、上位サプライヤーへの供給を開始した時点）から、紐付け契約の納期までの間に、代金の一部を「前金払」として支払いを受けることができます。

前金払は、予算の範囲内で可能となる措置ですので、前金払を希望される場合には、装備品安定製造等確保計画の認定を受けられる時点で、担当者にご相談ください（各年度での支払計画を含めて認定していますので、認定後に前金払に切り替えることはできません）。



[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）⑤

【参考】 特定取組契約における前金払のイメージ 下記のパターンで前金払を受ける場合、中小企業さまであっても前金払の担保提供の免除が受けられます。

（細部は、「装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の実施における前払金に関する特約条項」によります。）

	いつ	どうやって(※)	前金払のイメージ(代表的な例)
① 供給網強靱化	取得した設備等を活用し、紐付け契約のため、上位サプライヤーに部品・構成品を供給した時点以降	上位サプライヤーに対する納品書の写しを防衛装備庁に提出する	① 供給網強靱化
② 製造工程効率化	取得した設備等を活用し、紐付け契約のため、上位サプライヤーに部品・構成品を供給（役務を提供）した時点以降	上位サプライヤーに対する納品書・役務完了書の写しを防衛装備庁に提出する	② 製造工程効率化
③ サイバーセキュリティ強化	取得した設備等により確保された情報セキュリティ環境において、紐付け契約に係る「保護すべき情報」の取り扱いを開始した時点以降	新たな情報セキュリティ環境において紐付け契約に係る「保護すべき情報」を取扱うことの誓約書を防衛装備庁に提出する	③ サイバーセキュリティ強化
④ 事業承継等	取得した設備等を活用し、紐付け契約のため、上位サプライヤーに部品・構成品を供給（役務を提供）する体制が整った時点以降	上位サプライヤーが、事業者の部品・構成品の供給体制（役務の提供体制）が整ったことを確認した書面の写しを防衛装備庁に提出する	④ 事業承継等

凡例

プ：プライム企業
 上：（事業者さまの）上位サプライヤー
 事：事業者さま

※ 前金払は、予算の範囲内で可能となる措置ですので、前金払を希望される場合には、装備品安定製造等確保計画の認定を受けられる時点で、担当者にご相談ください（各年度での支払計画を含めて認定していますので、認定後に前金払に切り替えることはできません）。

※ このコーナーでは、皆さまから寄せられたご質問にわかりやすくお答えするため、代表的な例についてご説明しています。事業者さまから申請された計画が認定されるか否かについては、個別案件での審査によります。

[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）⑥

Q3-3 特定取組の経費内訳に、自社の利益は計上できないって聞いたんですけど…？

A3-3 特定取組の経費内訳に計画申請を行う事業者さまの利益相当額を含めることは、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）様式第1から第4により、認められていません（特定取組は、事業者さまが自ら計画に基づく取組を実施いただくものであり、その取組を行う中で事業者さま自身が利益を得ることは適当でないためです）。



4. 設備等の取得について

Q4-1 特定取組契約によって取得した設備等の所有権は、誰が有するんですか？

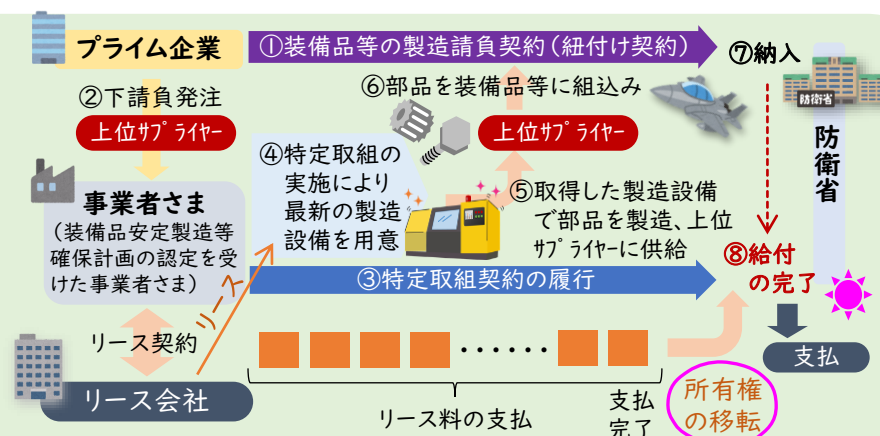
A4-1 特定取組契約によって取得した設備等の所有権は、装備品安定製造等確保計画の認定を受けた事業者さまに帰属することになります。

ただし、事業者さまには、特定取組契約における給付の完了後も、装備品等の安定的な製造等を継続いただけることを条件として、装備品安定製造等確保計画を認定していますので、将来にわたって装備品等の製造等に活用する見込みがなくなり、第三者へ譲渡したり、処分したりする場合には必ず事前に防衛装備庁にご相談ください。



Q4-2 設備等を取得するための資金繰りのために、リースを使ってもいいですか？

A4-2 事業者さまには、特定取組契約の履行後も、装備品等の安定的な製造等を継続いただけることを条件として、装備品安定製造等確保計画を認定していますので、特定取組契約における給付の完了までに、事業者さまに所有権が移転するファイナンス・リースである必要があります。



[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）⑦



5. 供給網強靱化に関する特定取組について

Q5-1 装備移転のため、「供給網強靱化」の特定取組でラインを増設し、海外への供給を安定化させたのですが…？

A5-1 防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置は、あくまで自衛隊の装備品等の安定的な製造等を確保するためのものです。このため、専ら海外移転を目的としたライン増設のためにこの制度を利用することはできません。

Q5-2 海外サプライヤーから購入している部品が製造終了になる、いわゆる「ラスト・バイ」の報せを受けました。

「供給網強靱化」に係る特定取組として、今後5年間の部品を防衛省でまとめ買いしてもらえませんか？

A5-2 防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置は、事業者さまが装備品安定製造等確保計画の認定を受け、事業者さま自らが計画に基づく「特定取組」を実施していただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。このため、「防衛省がまとめ買いをする」といった、国側が主体となって取組を行う内容の計画は、この制度の対象外となります。

一方で、「ラスト・バイ」等による将来の部品の供給拒絶リスクに備えるため、事業者さま自らが部品を「備蓄」しておく取組については、認定の対象となり得ます。

この場合、部品を取得する費用のほか、備蓄しておくための経費（合理的な見積のあるものに限り）についても、必要な経費に含み得るものとなります。



Q5-3 A国からの輸入に依存している原材料の供給が途絶しそうになっています。

B国やC国から輸入できる別の原材料に切り替えたいと思いますが、新しい原材料が装備品等に適合するかどうか分からない中で、初期投資をしてこれらの原材料を採用するのはリスクが大き過ぎます。

防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置でなんとかならないでしょうか？

A5-3 装備品等の製造等に供給途絶リスクのある原材料を別の原材料に切り替えたり、少量で足りるようになるための技術の導入したりするための「実現可能性」に係る調査研究を、供給網強靱化に関する特定取組として実施することが可能です。

この場合、新しい原材料を購入する費用だけでなく、外国からの輸送費、装備品等に適合するか確認するための試験費などの経費（合理的な見積のあるものに限り）についても、調査研究を行う上で必要な経費として含み得るものとなります。

なお、この調査研究で得られた技術上の成果や、調査研究のために取得した設備、装置等については、防衛省が事業者さま（事業者さまをサプライヤーとする別の事業者さまを含む）と締結する契約を通じ、防衛省が無償で使用する権利を約束していただくことが条件となります。



[付録] オランとキミシカのお便利コーナー(よくあるご質問)⑧



6. 製造工程効率化に関する特定取組について

Q6-1 設備が老朽化したので更新したいんですけど。

A6-1 単なる設備の老朽化のための更新は、装備品安定製造等確保計画の認定の対象にはなりません。設備の更新によって製造工程が効率化される必要があります。

Q6-2 プライム企業から、部品の増産発注が来てるんだけど、製造設備を増設することはできるかな？

A6-2 増産対応のために同じ製造設備を取得する計画など、供給網強靱化や製造工程効率化を伴わない、増産対応のためのみのための設備導入を行う装備品安定製造等確保計画は認定の対象外となります。

一方で、最新設備を導入することで製造工程が効率化され、新たに創出される製造可能時間により、今後の増産に対応する計画については、認定の対象となり得ます。



これまでに認定された計画の例
(試験工程を効率化した最新の
防衛向け専用の電波暗室の整備)

試験効率の良い最新設備の導入と、設備を
防衛向け専用とすることで
創出される試験可能時間により、
今後の装備品等の増産にも対応
が可能となります。

Q6-3 建屋がだいぶ古くなってきたんだけど、更新できるかな？

A6-3 建屋の更新は、「製造工程効率化」や「事業承継等」に不可欠なものであるといった、防衛生産基盤強化法の要件に適合するものでなければ、認定の対象にはなりません。

Q6-4-1 特定取組で取得する設備を設置するために必要になる基礎工事や水道工事・電気工事等の経費は、認定の対象になるのかな？

A6-4 「製造工程効率化」の取組で取得する設備を設置するために、必要と認められる基礎工事や水道工事・電気工事等の付帯工事のための経費は、認定の対象となり得ます。

ただし、あくまで、「製造工程効率化」のために不可欠であると認められる範囲のものに限られ、将来の事業拡大等を見越した工事は認定の対象ではありません(どうしても、事業拡大等と合わせて基礎工事等を行う方が経費面で効率的であるといった場合には、「製造工程効率化」のために必要不可欠な工事であると認められる範囲だけを、全体経費から按分してお支払いする等の措置がとられます)。

総務部・
営業部

製造部

この際だから、
総務部
・営業部も
デジタル化
しよう!

製造部門をデジタル化



全体経費の
うち、製造部門
の応分割合を
お支払い

これまでに認定された計画の例
(「製造工程効率化」として行う製造部門のデジタル化
に合わせ、総務部・営業部もデジタル化した例)

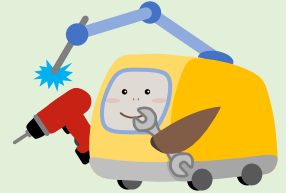
Q6-4-2 製造工程効率化のための製造部門のデジタル化に合わせ、将来の事業拡大も考えて、総務部や営業部も一緒にデジタル化した方が効率的なのですが、認定の対象になりますか？

[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）⑨

Q6-5 「製造工程効率化」の取組には、修理工程の効率化も含まれますか？

A6-5 含まれます！

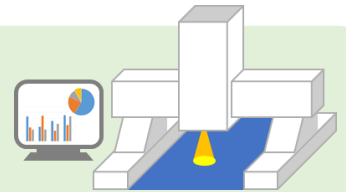
これまでに認定を受けられた事業者さまの中にも、修理工程を効率化する計画について、複数の事業者さまが認定を受けています。
(防衛生産基盤強化法において、「指定装備品等の製造等（製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供をいう。）を効率化するために必要な設備等を導入すること」という要件となっております。)



Q6-6 「製造工程効率化」の取組には、検査工程の効率化も含まれますか？

A6-6 もちろん、含まれます！

これまでに認定を受けられた事業者さまの中にも、三次元測定機の導入による測定結果のデジタル化など、検査工程を効率化する計画について、複数の事業者さまが認定を受けています。



Q6-7 3Dプリンターを使って部品を作ることによって製造工程を効率化したいんだけど、3Dプリンターで作った部品がちゃんと使えるか事前に調査する必要があります。

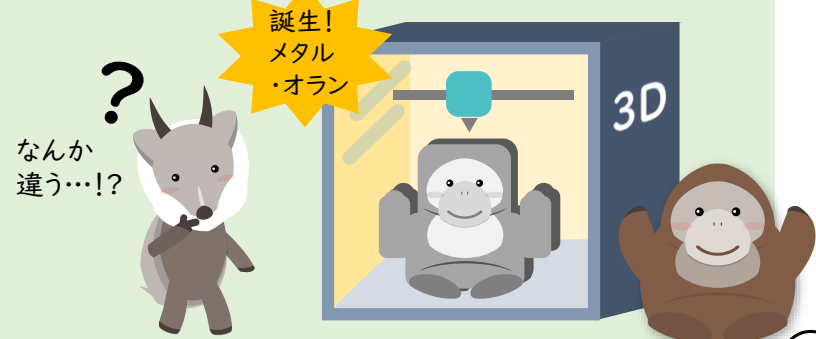
このような事前調査も特定取組の対象となりますか？

A6-7 3DプリンターやAIなどの先端技術を製造工程に導入する場合、いきなり設備を購入して部品を作ったとしても、装備品等にうまく適合しないかもしれないといった問題があるかもしれません。

そういった場合に、3DプリンターやAI技術を使用した部品が装備品等に適合するかを確認するための「実現可能性」に係る調査研究を、製造工程効率化に関する特定取組として実施していただくことが可能です。

この調査研究のために3Dプリンターを購入し、調査の結果、装備品等に適合しないことが判明した場合、その3Dプリンターは無駄になってしまいますので、調査研究では装置をレンタルいただくか、装置の製造会社のお試し製造をご利用いただくことをお願いします。

また、装備品安定製造等確保計画を申請いただく事業者さまがサプライヤーの場合、3Dプリンターで製造した部品が装備品等に適合するかどうか、プライム企業や上位サプライヤーに確認の協力をいただく必要がありますので、これらのプライム企業さまや上位サプライヤーさまと共同で計画を申請されることをお願いしています。



[付録] オランとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）⑩



7. サイバーセキュリティ強化に関する特定取組について

Q7-1-1 「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たした情報セキュリティ環境を整え
ると言われても、うちの情報システムのどこをどう整備したらいいのかわからないよ。

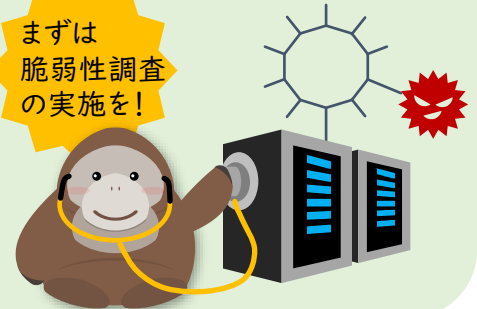
Q7-1-2 「防衛産業サイ
バーセキュリティ基準」を
満たす情報セキュリティ環
境の整備計画を立てる前
に、脆弱性調査だけでも
できないかな？

A7-1 防衛省が定める「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たす情報セキュリティ環境の整備計画を
立てる前に、脆弱性調査のみを実施する特定取組を行うことができます。

また、脆弱性調査の結果を踏まえ、専門家に相談し、「防衛産業
サイバーセキュリティ基準」を満たす情報セキュリティ環境の整備計
画を立てる特定取組を実施するなど、基準を満たす情報セキュリティ
環境を段階的に整備していくことも可能です。

「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たす情報セキュリティ
環境を整備するため、事業者さまの既存の情報セキュリティ環境に
追加的に情報システムや設備等を導入することも可能です。

まずは
脆弱性調査
の実施を！



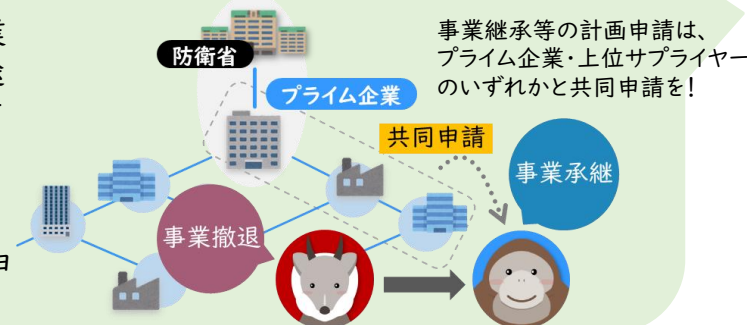
8. 事業承継等に関する特定取組について

Q8-1 A社さんはこれまで●▲戦
闘機の部品を■×重工さんに納
めていたんだけど、今度、事業撤
退することになったので、うちが
事業を承継することになりました。

この事業承継を特定取組として
実施したいんだけど、装備品安定
製造等確保計画の申請には、
■×重工さんとの共同申請が必
要って聞いたんだけど…？

A8-1 装備品等の安定的な製造等を継続していくためには、A社さまからの事業承継後も、事業承継
を受けた事業者さまの製造する部品等が装備品等の一部として、供給され続ける必要があります。

このため、事業承継後も、プライム企業さま（事業
者さまからプライム企業さまに部品等を供給する途
中にサプライヤーさまが介在する場合には、事業者
さまの上位サプライヤーさま）に事業承継を受けた
事業者さまが製造する部品等が採用されることを
確実にするため、プライム企業さまや上位サプ
ライヤーさまと共同で装備品安定製造等確保計画の申
請を行っていただくことをお願いしています。



※ このコーナーでは、皆さまから寄せられたご質問にわかりやすくお答えするため、代表的な例についてご説明しています。事業者さまから申請された計画が認定されるか否かについては、個別案件での審査によります。

更にご質問がある場合は、君シカオラン総合受付（防衛装備庁装備政策課）までお問い合わせください。電子メール：kibankyoukahou@atla.dss.mod.go.jp
特定取組の類型ごとに担当者が異なりますので、メールでご連絡をいただく際はどの類型に関するご質問かをご記載ください。